

請負金額と確定保険料の関係

建設の単独有期事業のメリット制適用要件

1 単独有期事業の適用要件

現在、建設の単独有期事業のメリット制の適用要件となっているのは請負金額又は確定保険料で以下の条件を満たすことである。

- ① 請負金額 1億2,000万円以上
- ② 確定保険料 100万円以上

上記の要件①②は、本来、どちらかが厳しいということではなく、おおむね同等であるべきである。

2 労務費率と労災保険料

建設事業では、原則として元請人を事業主とし、元請人が下請人の分まで一括して賃金総額を計算して労災保険料を納付することになっている。しかし、建設事業は数次の請負によって行われるのが常態となっており、元請人が賃金総額を正確に把握することが困難な場合がある。このため、特例として請負金額に「労務費率」を乗じた額を賃金総額として保険料を算定することができる。

$$\boxed{\text{請負金額} \times \text{労務費率} \times \text{労災保険率} = \text{労災保険料}} \\ (= \text{賃金総額})$$

この労務費率は、請負金額に占める賃金総額の平均的な比率であるので、この式はそのまま、請負金額と労災保険料の「平均的な」関係であると考えることができる。

3 保険率低下の影響

現在のメリット制の適用要件を設定した昭和61年度において請負金額1億2,000万円に対応する平均的な労災保険料は、

$$1億2,000万円 \times 23.25\% \times 34.80 / 1,000 \approx 97.1\text{万円}^*$$

であったことから上記①②の要件はおおむね同等であった。

しかし、その後、労務費率が概ね一定である一方で、労災保険率が大きく低下したことから平成21年度には、

$$1億2,000万円 \times 22.54\% \times 14.34 / 1,000 \approx 38.8\text{万円}^*$$

となった。したがって、現在設定している上記①②の要件はおおむね同等と言えなくなっている。

* 労務費率と保険率は、それぞれの年度の建設事業の各業種のものを、その年度末の適用労働者数で加重平均して算定。